

■地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第百九号）

(地方公共団体の負担金)

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

- 2 国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利用するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
 - 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。
-

(国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費)

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

(国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費)

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

【道路】

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2. 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

※道内の国道は、全線指定区間。

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（国道の管理に関する費用の負担）

第31条 道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項に規定する交通安全施設等準備事業（同項第1号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。）のうち同項第2号に掲げる事業に要する費用を除く。）についての国の負担割合は、法第50条第1項及び第2項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分	負担割合
(1) 新築又は改築に要する費用（(2)に掲げる費用を除く。）	10分の8
(2) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第4条第1項に規定する道路交通確保5箇年計画に基づいて実施される除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪又は凍雪害の防止（流雪溝の整備を含む。）に係る事業（以下「除雪事業等」という。）に要する費用	10分の8.5
(3) 維持、修繕その他の管理に要する費用（(2)に掲げる費用を除く。）	10分の7

【河川】

○河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。

○河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）

（河川の管理に要する費用の負担の特例）

第四十二条 道の区域内の特別指定区間外の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事のうち、大規模改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担し、その他の工事に要する費用については、同項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八を乗じて得た額を負担する。

2 道の区域内の特別指定区間に内の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担する。

3 道の区域内の一級河川について国土交通大臣が行う維持及び修繕に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の七を乗じて得た額を負担する。

【空港】

○空港整備法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）

（第二種空港における工事費用の負担等）

第六条 国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

○空港整備法施行令（昭和三十一年七月十日政令第二百三十二号）

（北海道の特例）

第十条 国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港に関しては、法第六条第一項に規定する工事に要する費用についてはその百分の八十五を、法第八条第一項に規定する工事に要する費用についてはその三分の二を、法第九条第一項に規定する工事に要する費用についてはその百分の六十を負担する。

【都市公園】

○都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

○都市公園法施行令（昭和三十一年九月十一日政令第三百九十号）

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

【土地改良】

○土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第百九十五号）

（国営土地改良事業の負担金）

第九十条 国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

○土地改良法施行令

（昭和二十四年八月四日政令第二百九十五号）

（国営土地改良事業の負担金）

第五十二条 国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項 の規定により国が行う同項第二号の事業並びに次項、第三項及び第六項に規定する国営土地改良事業を除く。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部（同条第二項 各号に掲げる費用を除く。）につき借入金をもつてその財源とする場合にあつては、次に掲げる額（当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を加える。以下この項において「負担基本額」という。）にその負担基本額に対応する借入金（第二号に掲げる事業にあつては、同号の額に対応する借入金を含む。）についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額とし、その他の場合にあつては、負担基本額とする。

一 法第八十五条第一項 、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第一項 若しくは第六項 の申請によつて行う国営土地改良事業及び法第八十七条の二第一項 の規定により国が行う同項第三号の事業にあつては、次号から第四号までに掲げる事業を除き、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき法第九十条第二項 の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を除く。以下次項までにおいて同じ。）の百分の四十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

7 北海道の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号及び 第二項第一号	百分の四十	百分の三十
	百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

【漁港】

○漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）

（費用の負担及び補助）

第二十条 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができる。

○漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年七月二十八日政令第二百三十九号）

（費用の負担基準）

第三条 国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

負担の対象となる事業	漁港の種類	負担割合
外郭施設又は水域施設に係るもの	第三種漁港 第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の二十（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、百分の十五）
係留施設に係るもの	第三種漁港	当該事業に要する経費の三分の一
	第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の三十
輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの	第三種漁港	当該事業に要する経費の百分の四十五
	第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の三十

2 国が、特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の二十五とする。

【新幹線】

○全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年五月十八日法律第七十一号）

（建設費用の負担等）

第十三条 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用（営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

○全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年九月二十五日政令第二百七十二号）

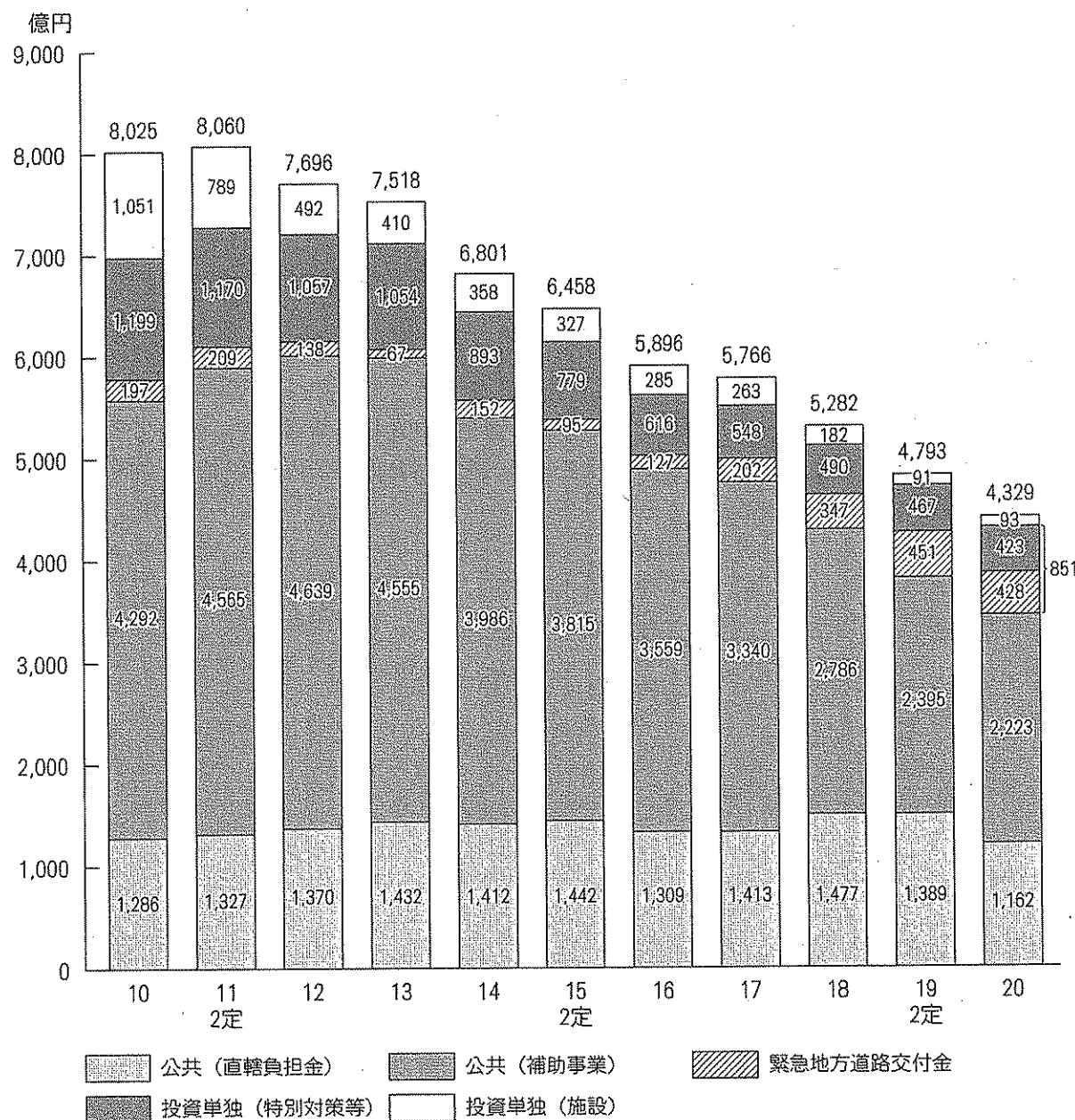
（国及び都道府県の負担）

第八条 国及び都道府県が法第十三条第一項の規定により負担すべき費用の額は、毎事業年度、新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用の額から前条第二項の国土交通大臣が定める額を控除した額に、国にあつては三分の二を、都道府県にあつては三分の一を、それぞれ乗じて得た額とする。

3 公共・投資単独事業

平成20年度当初予算額	前年度 2 定現計比
公共事業（直轄）	1,162億円 ▲16.3%
（補助（上置補助含む））	2,223億円 ▲ 7.1%
投資単独（特別対策等）	851億円 ▲ 7.2%
（施設）	93億円 2.2%

〔過去10年間の推移〕

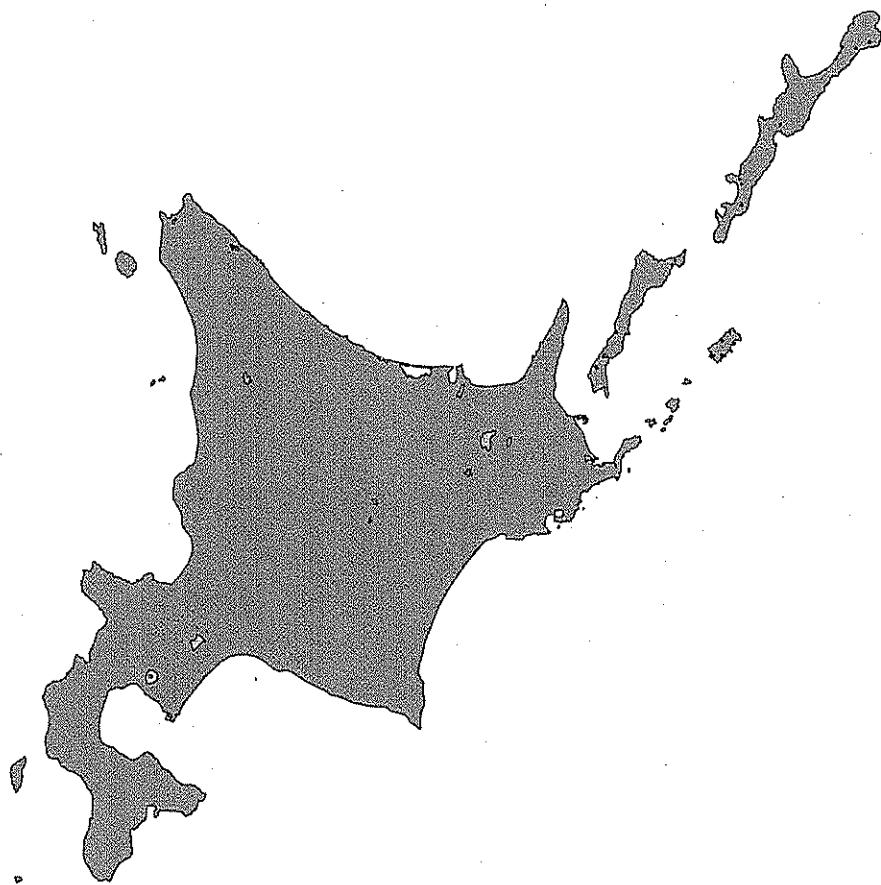


※ 平成19、20年度は公共（直轄負担金）の計上留保を行っている。 (⑩100億円 ⑪90億円)

直轄事業負担金に関する最近の動き

地方分権推進計画 (H10.5.29：閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費に係る国直轄事業負担金については、段階的縮減を含め見直しを行う。 国直轄事業負担金の内容に対する説明責任の観点から、積極的に公開する。 事務費（事業費支弁事務費）については、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとする。
事務・事業の在り方に關する意見 〔H14.10.30： 地方分権改革推進会議 経済財政運営と構造改革 に関する基本方針2003 (H15.6.27：閣議決定)〕	<ul style="list-style-type: none"> 直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等。 維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等。 直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し。
地方公共団体の行財政改革 の推進等行政体制の整備についての意見 〔H16.5.12： 地方分権改革推進会議 〕	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理に関する直轄事業負担金については、段階的縮減を含め、見直しを行う。 直轄事業負担金に係る事務費については、対象となる経費の内訳や範囲等について均衡のとれたものとなるよう、見直しを行う。
直轄事業負担金に係る開示事項の拡充、地方公共団体と国の地方部局との定期的会議の新設等、必要な取組みを進めていくことは一定の評価をすべきである。	
国は、情報提供の内容、時期等の基本的事項を明確化し、地域により情報に差が生じないように徹底するべきである。	
国は、事業箇所ごとの事業内容、直轄事業負担金の内訳等について、情報提供の推進を図るべきである。	
維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減等や直轄事業負担金に係る事務費の在り方については、引き続き見直しに取り組んでいくべきである。	
国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、廃止すべきである。	
本来、管理主体が負担すべき維持管理費については、早急に廃止すべきである。	
直轄事業案に対し、政府・与党合意、「基本方針2005」において、何ら触れられていない。	
国直轄事業負担金は、極めて不合理であるため、廃止すべきである。	
本来、管理主体が負担すべき維持管理費については、早急に廃止すべきである。	
直轄事業負担金については、事業主体が負担すべきであり、責任の明確化のためにも廃止すべきである。	
平成20年度の地方財政措置についての各府省への申し入れ (H19.8.10：総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 直轄事業負担金のうち、維持管理費については、事業実施責任の明確化を図る観点から廃止されたいこと。 事務費については、経費の徹底した節減合理化に努め、抑制を図るとともに、その比率、対象となる経費の内訳や範囲が補助事業と同一のものとするよう改善措置を講じられたいこと。 直轄事業の実施について、地方公共団体との事前協議のルール化を図るとともに、現に事前協議が行われているものについても、その内容の充実を図ること。
地方分権改革推進委員会 「中間的な取りまとめ」 (H19.11.16：同委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備に関する国と地方の役割分担の見直しを行い、国庫補助事業についての対象事業の限定や直轄事業負担金の廃止・縮減等について地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討すべきである。

平成 20 年度
北海道開発予算等に関する要望



平成 19 年 8 月

北海道

II 北海道開発関連施策等の要望

1. 次期道州制北海道モデル事業の創設

- 平成19年度で終了する道州制北海道モデル事業については、地方の自主性、裁量性の高い事業であることから、平成20年度において、次期道州制北海道モデル事業を創設すること。

2. 現行の道路特定財源制度の維持

- 道路特定財源については、一般財源化することなく、かつ現行の税率水準を維持し、必要な予算の確保を図るとともに、「中期計画」の策定に当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることのないようにすること。
さらに、地方における道路整備財源の充実を図ること。

3. 直轄事業負担金の廃止

- 国直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されるものであり、自治体に対して財政負担を課すことは極めて不合理であることから、これを廃止すること。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきものであることから、早急に廃止すること。
また、廃止されるまでの間における直轄事業負担金に係る情報提供の更なる充実を図ること。

○ 主な国庫補助負担率の特例

※地方で管理する施設の維持管理経費は、全額地方負担。

事 業	事 項	北 海 道	都 府 県
治水対策	河川改修 直轄 大 規 模 一 般 指定河川（二級河川） 補助 一級河川 二級河川	8. 5 / 1 0 8 / 1 0 8. 5 / 1 0 2 / 3 5. 5 / 1 0	7 / 1 0 2 / 3 — 1 / 2 1 / 2
	河川維持修繕 直轄	7 / 1 0	5. 5 / 1 0
道路整備	高速自動車国道 一般国道（直轄）改築 高規格改築 維持	8. 5 / 1 0 8 / 1 0 8 / 1 0 7 / 1 0	3 / 4 2 / 3 7 / 1 0 5. 5 / 1 0
	一般国道（補助）改築 維持	—	5. 5 / 1 0 0
	地方道（直轄） 改築	8 / 1 0	—
	地方道（補助） 改築	5. 5 / 1 0	1 / 2
港湾整備	重要港湾（直轄） 外郭・水域施設 係留施設	8. 5 / 1 0 2 / 3	2 / 3 *又は5. 5 / 1 0 2 / 3 *又は5. 5 / 1 0
	重要港湾（補助） 外郭・水域施設 係留施設	7. 5 / 1 0 6 / 1 0	5 / 1 0 5 / 1 0
空港整備	空港整備 直轄 基本施設 2種	8. 5 / 1 0	2 / 3
	補助 基本施設 3種	6 / 1 0	5 / 1 0
農業農村整備	かんがい排水 直轄 大規模な基幹施設 上記以外 田畠 煙	8. 5 / 1 0 7. 5 / 1 0 8 / 1 0	7 / 1 0 2 / 3 2 / 3
	農地の再編整備 直轄 農地再編整備	7. 5 / 1 0	2 / 3
	補助 道営畠地帶総合整備	5. 2 / 1 0	5 / 1 0
水産基盤整備	漁港整備 直轄 外郭・水域施設 4 種 3 種	8 / 1 0 8 / 1 0	(補助) 2 / 3 1 / 2
	補助 外郭・水域施設 1・2種	7 / 1 0	1 / 2

※特定重要港湾の国際海上コンテナターミナルに係る航路・防波堤、岸壁（耐震強化岸壁に限る）

■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附屬する道路の附屬物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わって行うことが適當であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適當であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 （略）

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(道路の附屬物の新設又は改築)

第八十五条 国道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

- 2 都道府県道又は市町村道に附屬する道路の附屬物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附屬物の新設又は改築に要する費用は、道路の附屬物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

市町村との連携について（道州制推進）

H20. 5. 会議資料

○ 市町村（奈井江町・浦臼町）による道道の夏維持・除雪委託について

平成17年度道州制推進道民会議委員の北奈井江町長が、「地域住民のために、道道の維持管理を町道と一緒にやって行い、道道の維持管理については財源とともに委譲すべきである。」との発言を受け、道道の維持管理を市町村へ委譲することについて、平成18年度当初より実施に向けた検討を行ってきた。

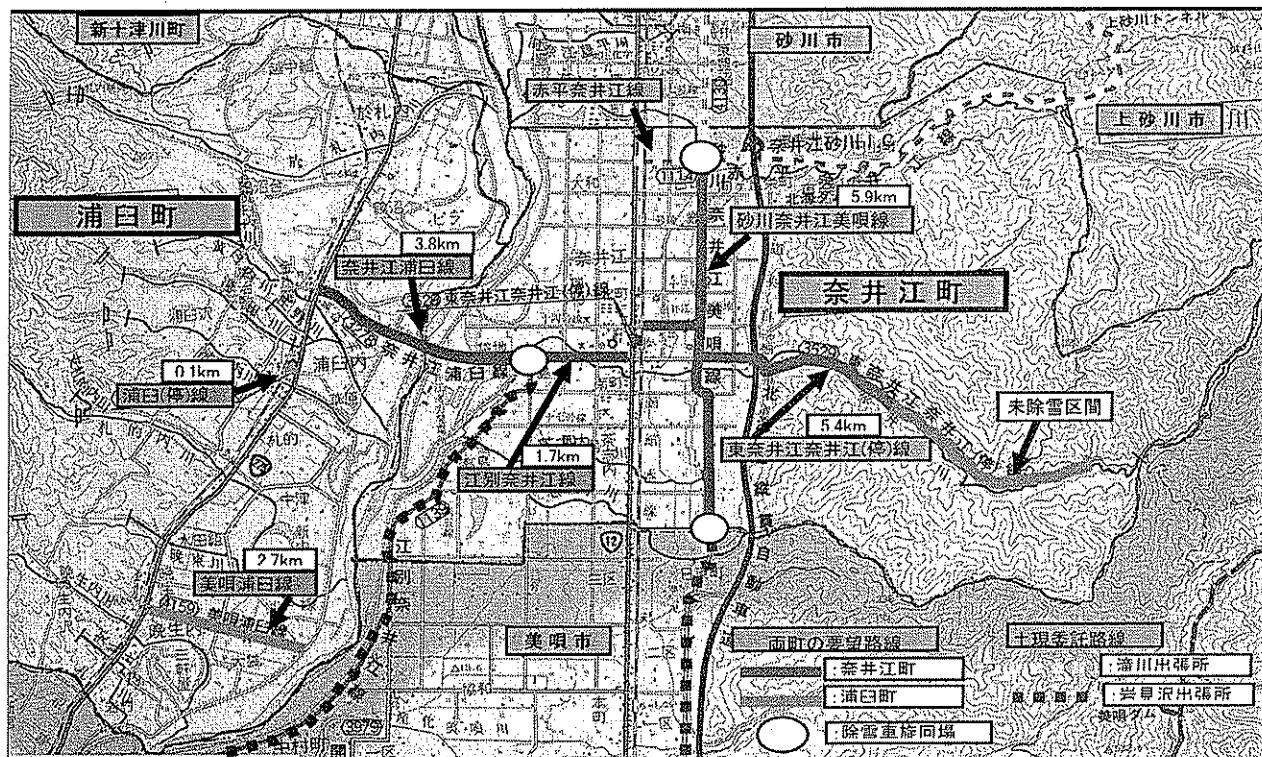
夏維持業務については平成19年5月から11月迄の期間で草刈業務や舗装補修等を町へ委託、また、除雪業務については平成19年の夏迄に契約方法や機械選定などを決定、10月から平成20年3月迄の期間をモデル試行として委託を行い、現在、問題点の洗い出しやメリット・デメリットの検証を住民アンケート集計などを基に、取りまとめを行っているところである。

1年目の検証結果では、道及び町からは情報連絡を含む事務手続きの効率化や簡素化が課題、住民アンケート内容では、委託に関しては肯定的、除雪サービスの評価については否定的な意見も寄せられているところである。

今後は他の市町村の要望の動きについても実質的な取り組みが可能なのか確認していく必要があるが、当面は奈井江町、浦臼町のモデルケースの良い点、問題点等の検証を1～2年程度継続する予定である。

試行箇所（札幌土現・滝川出張所管内）	夏維持道道	6路線	24. 9 km
試行箇所（札幌土現・滝川出張所管内）	冬除雪道道	6路線	19. 6 km

平成19年度奈井江町・浦臼町への除雪委託路線



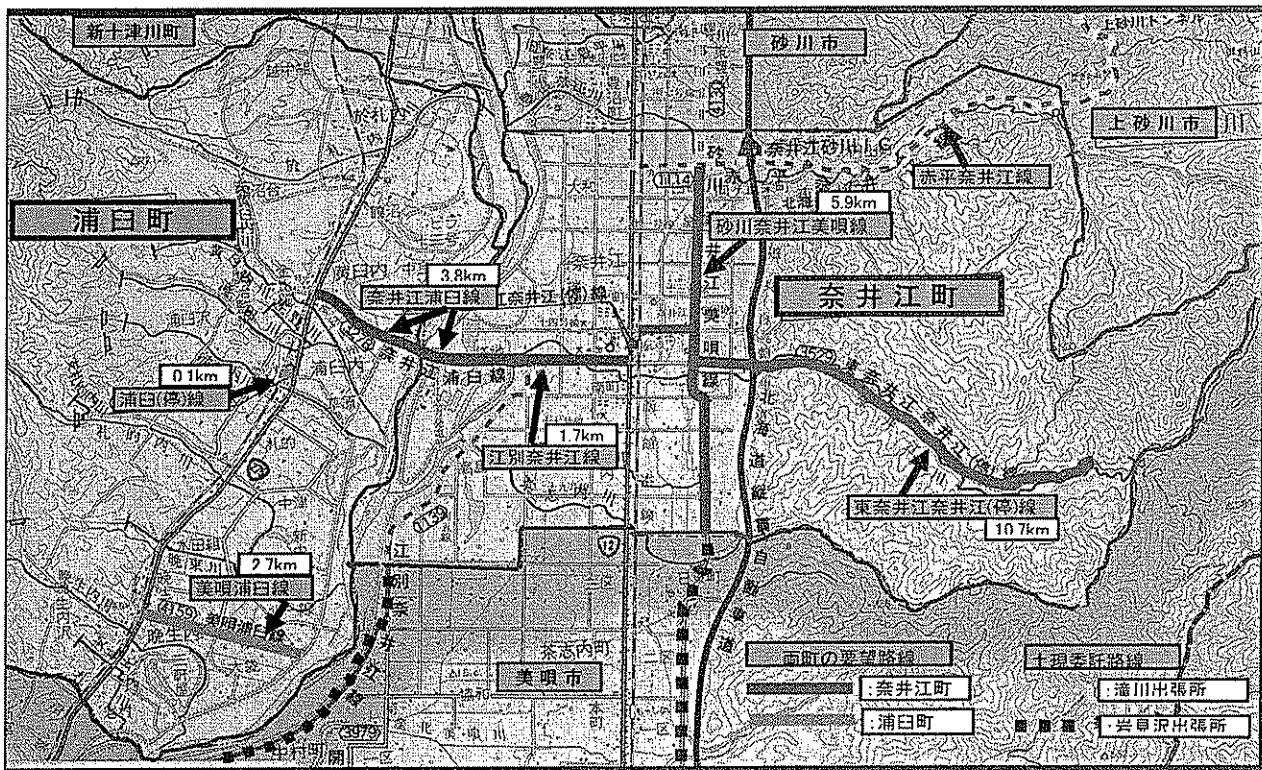
● 《除雪》委託路線延長 (km)

1 奈井江町	16.8
2 浦臼町	2.8
計	19.6

● 除雪 委託額 19.10/18～20.3/31 (千円)

1 奈井江町	21,630
2 浦臼町	2,274
計	23,904

平成19年度奈井江町・浦臼町への夏維持委託路線



● 《維持》委託路線延長 (km)

1 奈井江町	22.1
2 浦臼町	2.8
計	24.9

● 夏維持 委託額

	委託主工種	(千円)
1 奈井江町	草刈 (機械+人力)	670
2 浦臼町	路面清掃 (機械)	886
	舗装補修 (パッチング)	36
	巡回・応急作業	244
計		1,836
1 奈井江町	114	0
2 浦臼町		218
計	784	254
		18
計	886	262
		350
		2,186

北海道精神障害者退院促進支援事業報告書
(平成18年3月 北海道) 抜粋

はじめに

厚生労働省は、2002年の「今後の精神保健医療福祉施策について」の報告で、施策をすすめる重要な柱の1つに、「受け入れ条件が整えば退院可能」な約72,000人の精神病床入院患者の退院、社会復帰を図ることを宣言しました。長い間、現場で課題とされていた「社会的入院」について、国がその存在を認め、またその数を公にしたことは、多くの関係者が注目するものでした。

しかし、社会的入院の解消は、誰もがその理念には賛成できても、そのために現場で解決しなければならない課題はあまりにも多い、という現実があります。具体的な手法は何かあるのか、受入れ先の住居はあるのか、退院を嫌がる方はどうするのか、家族の理解を得るにはどうすればよいのか、等々。これらの課題は、関係者がそれぞれの立場で、それぞれの営みで、個別に取り組んできたはずでした。それでも、72,000人が退院できずに残っていたのです。

(中略)

また、こうした長期入在院患者さんに、「退院促進」「社会参加」の支援の手を継続して提供するには、活動の母体となる拠点が必要で、さらにそれをバックアップする地域のネットワークが必要になります。現状では、まだまだネットワークを構成する一つ一つの社会資源自体が不足しています。新たな障害者自立支援法に適応して、より多くの社会資源が地域に定着することが望まれます。

北海道の実施した在院患者調査の結果(H17.6.30現在)では、919人が「寛解・いわゆる社会的入院」であり、「症状の残存はあるが退院可能な方」を合わせると、約2,000人が「退院可能」と推定されています。確かにこれは、一朝一夕で解決できるものではありません。私たちは、より積極的に退院促進に向けた取り組みを始めなければならないでしょう。住居の問題を始めとして、いろいろな社会資源の整備なども考えていかなければなりません。

道における地域生活移行（退院促進）の取り組み

1はじめに

- (1) 国では、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者約7万人の入院患者の地域移行を目指すこととし、平成15年度から新規国庫補助事業として精神障害者退院促進支援事業を開始した。
- (2) 道においては、平成16年度から国庫補助事業の精神障害者退院促進支援事業を十勝・釧路圏域でモデル的に実施するとともに、平成18年10月から旧生活支援センターに事業を委託する方法で、平成19年度には15箇所で事業を実施している。
- (3) また、北海道障がい福祉計画(H18~20)では、在院患者調査で明らかになった、退院可能な入院患者1,718名の地域生活への移行を目指すこととし、目標を設定している。

	障害福祉計画		
	寛解	退院可能	合計
南渡島	111	84	195
南檜山	4	4	8
北渡島檜山	25	19	44
札幌	277	246	523
後志	44	32	76
南空知	53	42	95
中空知	39	82	121
北空知	23	48	71
西胆振	19	59	78
東胆振	23	29	52
日高	9	4	13
上川中部	46	65	111
上川北部	2	9	11
富良野	4	7	11
留萌	9	29	38
宗谷	8	4	12
北網	2	30	32
遠紋	18	21	39
十勝	49	34	83
釧路	37	53	90
根室	6	9	15
計	808	910	1,718
道外	1	5	6
合計	809	915	1,724

18.4.1 現在精神科病院の状況		
病院数	病床数	人口万対
8	1,789	42.1
1	50	16.6
1	100	22.5
44	8,420	36.6
9	1,529	61.3
8	1,122	57.5
7	1,322	102.3
3	532	130.3
7	1,661	79.5
3	746	34.0
2	278	34.1
10	1,310	31.5
1	165	21.8
1	170	35.5
1	99	16.1
1	100	13.3
5	613	25.4
2	187	22.8
5	684	19.1
5	538	20.2
2	216	25.4
126	21,631	38.4

※ 寛解とは
症状は寛解（院内寛解）
しているが、家族の受入困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により入院継続

※ 退院可能とは
症状残存だが改善傾向に
あり支援により退院可能

2具体的な事業

(1) 精神障害者地域生活支援事業

① 国事業名：～19年度 地域生活支援事業（都道府県地域生活支援事業～広域的な支援事業）
20年度～ 精神障害者地域移行支援特別対策事業

② 目的・概要等：精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域生活移行を図るために支援を行う。(19年度までは専門的な相談支援も実施)
この事業を実施する事業所を「北海道精神障害者地域生活支援センター」と総称する。

③ 実施主体：北海道（社会福祉法人等に委託可）

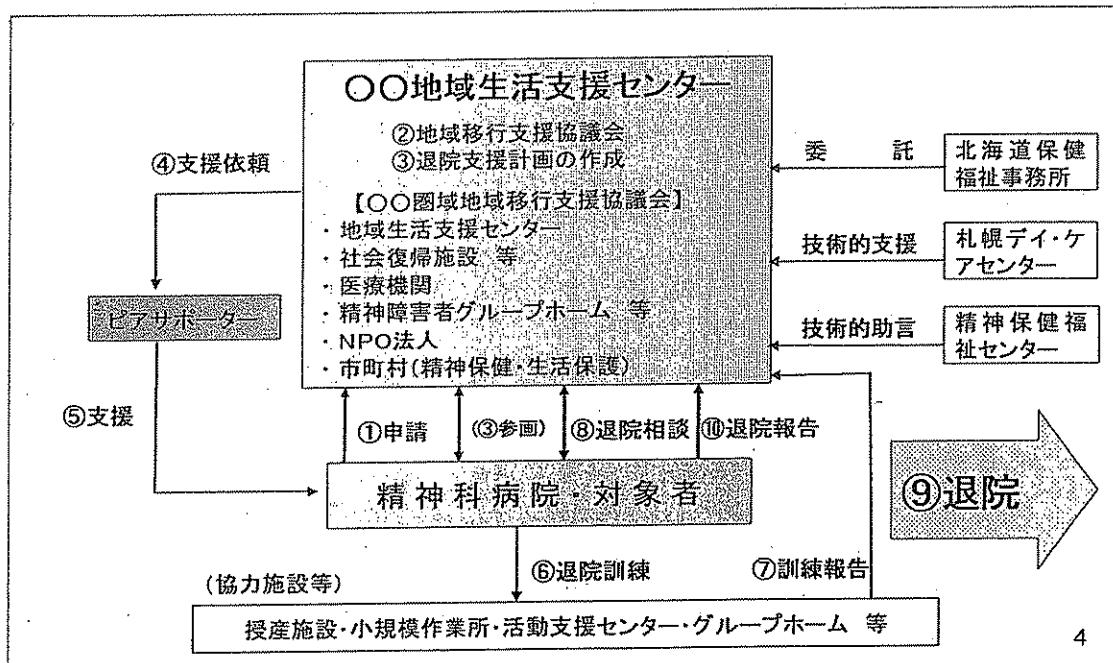
④ 名称・設置箇所：北海道精神障害者地域生活支援センター（道内15圏域）

⑤ 事業内容：

センターの業務	精神科病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行をはかるための支援を行う。
職員等配置	<p><input type="radio"/> センター長 1名（専任） 精神保健福祉士で精神障害者社会復帰施設や指定相談支援事業所等で相談支援業務等に従事した経験を有し、障害者ケアマネジメント従事者養成に関する研修を修了している者</p> <p><input type="radio"/> 自立支援コーディネーター 1名以上（専任） 精神障害者社会復帰施設等において精神障害者に対する支援経験を有する者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ピアソーター 各センター10名以内 精神疾患を患った自らの経験を生かして、精神保健福祉の向上につなげる意欲を持ち、この事業に賛同し業務として自ら行う意志のある者で道が適当と認めた者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時における対象者への支援内容の説明及び対象者との信頼関係の構築 ・ 対象者が入院している病院から当該協力施設等までの同行支援 ・ 対象者の退院支援の状況確認及び必要な支援 ・ 協議会の構成員に対しての支援方法の協議並びに退院支援に必要な情報の収集 ・ その他当該対象者が安定的に地域移行するため必要な支援
地域生活移行支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ センター職員、ピアソーター、保健福祉事務所精神保健福祉担当課職員及び生活保護担当課職員、関係市町村精神保健福祉担当課職員及び生活保護担当課職員、主治医、協力施設等の担当者、その他適当と認める者 ○ 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の決定 ・ 事業の進捗状況の把握、事業効果の評価並びに支援計画の見直し ・ 支援終了後及び年度末における実績報告の作成 ・ その他本事業の実施にあたって必要な事項の協議

＜精神障害者地域生活支援事業＞

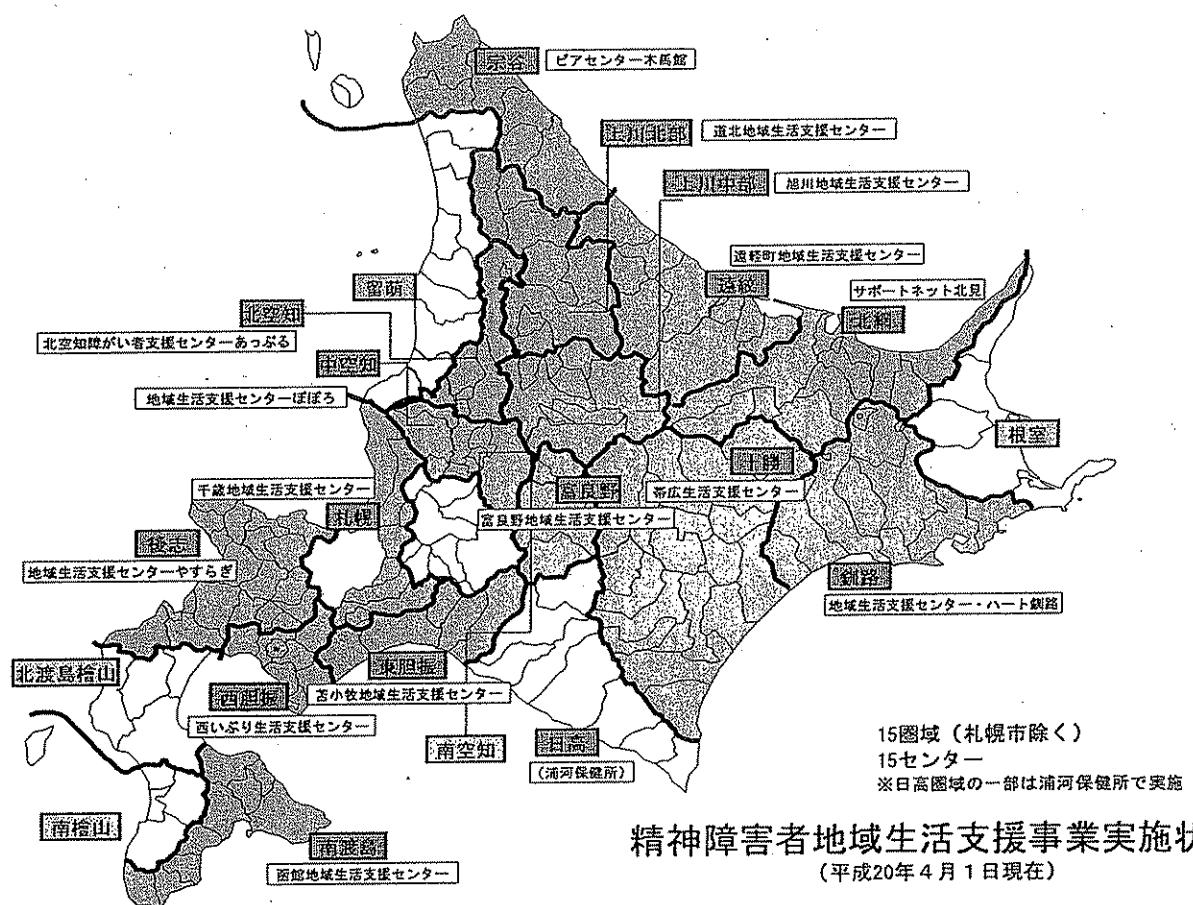


(2) 精神障害者地域生活移行推進事業

- ① 国事業名：障害者自立支援対策特別基金事業（基金事業～精神障害者退院促進強化事業）
- ② 目的・概要等：精神障害者の地域移行を推進するため、事業のPRを行うとともに、精神障害者が地域において安心して生活することができるよう、道民の精神障害に対する理解促進を図る。
- ③ 実施主体：北海道（委託事業）
- ④ 事業内容：
 - 地域研修会の開催
 - 開催場所：札幌市、旭川市、函館市、岩見沢市
 - 収集範囲：医療関係者
 - 開催内容：医療機関関係者向け研修会
 - 地域移行（ピアソーター）専門研修
 - 開催場所：札幌市
 - 収集範囲：地域生活支援センター職員及びピアソーター各1名

精神障害者地域生活支援事業実施状況（平成20年4月1日現在）

団体名	施設名	法人名	市町村
南渡島	函館地域生活支援センター	(福)函館恭北会	函館市
札幌	千歳地域生活支援センター	(福)せらび	千歳市
後志	地域生活支援センターやすらぎ	(福)塩谷福祉会	小樽市
中空知	地域生活支援センターばばろ	(福)くるみ会	砂川市
北空知	北空知障がい者生活支援センター	(福)広里会	深川市
西胆振	西いぶり地域生活支援センター	(医)千寿会	登別市
東胆振	苦小牧地域生活支援センター	(福)せらび	苦小牧市
日高	※浦河保健所		浦河町
上川中部	旭川地域生活支援センター	(福)エクウエート富良野	旭川市
上川北部	道北地域生活支援センター	(福)道北センター福祉会	名寄市
富良野	富良野地域生活支援センター	(福)エクウエート富良野	富良野市
宗谷	ピアセンター木馬館	(福)稚内木馬館	稚内市
北網	サポートネット北見	(福)北の大地	北見市
遠紋	遠軽町地域生活支援センター	NPO法人さわやか	遠軽町
十勝	帯広生活支援センター	(福)慈誠会	帯広市
釧路	地域生活支援センターハート釧路	(福)釧路恵愛協会	釧路市



精神障害者地域生活支援事業実施状況 (平成20年4月1日現在)

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年五月一日法律第百二十三号）

（都道府県立精神科病院）

第十九条の七 都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

- 2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。）が精神科病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

（指定病院）

第十九条の八 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者が設置した精神科病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（報告徴収等）

第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に關し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。
- 3 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

（改善命令等）

第三十八条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十二条の四第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずること